

令和 5 年 9 月 吉日

会員 各位

奈良県中古自動車販売協会  
奈良県中古自動車販売商工組合

**適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）のお伺い**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、J U奈良オートオークションに格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行され適格請求書発行事業者登録を行わないと取引先の買い手は消費税の仕入税額控除が出来なくなります。（インボイスをもらえないと納税額が増えます）

つきましては、貴会員におかれましても、管轄のインボイス登録センター等へ申請手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。（令和 3 年 10 月 1 日より受付開始）

また、オークション取引においては、オークション会場による参加者のインボイス登録番号の把握が必須となるため、当組合まで登録番号をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

インボイス登録番号のご連絡をいただけない場合、令和 5 年 10 月 1 日以降のオークションへご参加することが出来なくなりますのでご了承ください。

（注）オートオークションでは会員様同士が直接インボイスを交付する仕組みではないため、オークション会場が会員様のインボイス登録番号を把握することによりオークション計算書がインボイスと認められることとなっています。（媒介者交付特例といいます）

敬具

（下記をご記入の上、ご返送ください）

J U奈良 行（FAX：0743-57-5300）

令和 年 月 日

|         |  |
|---------|--|
| 会員名     |  |
| 会員NO（ ） |  |
| 住 所     |  |
| 連絡先電話番号 |  |

|                               |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 適格請求書発行事業者登録番号<br>(インボイス登録番号) | T |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

※「T+13桁の数字」

|        |  |
|--------|--|
| 古物許可番号 |  |
|--------|--|

|           |  |
|-----------|--|
| 古物許可公安委員会 |  |
|-----------|--|